

「少量排出事業者集積場所使用届」記入上の注意

* 届出対象者

- ① 事業系一般廃棄物の月平均排出量が100kg以下であること。
- ② ごみ集積場所（ステーション）を使用することについて、集積場所を管理する者（自治会長等）の了承を得ていること。

以上2つの要件をいずれも満たした場合で、市の収集に事業系一般廃棄物を出す事業者。

- * 事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいいます。
- * 事業系一般廃棄物の排出量については、「燃やすごみ」「プラスチック製容器包装」「埋め立てごみ」「資源化物」の総合計量となります。
- * 週2回の「燃やすごみ」と週1回の「プラスチック製容器包装」については、事業者専用の指定袋に事業者名を記入し、排出して下さい。